

自立支援教育訓練給付金 申請方法

1 事前相談

教育訓練講座の申込み前に、こども家庭支援室において事前相談（面談）を受けてください。事前相談では、支給の可否、取得資格、就業を希望する職種、講座受講中の生活状況等について確認いたします。

事前相談時に講座のパンフレット等があれば、お持ちください。

受講を希望する講座が厚生労働大臣から指定された教育訓練給付金の対象となるかどうかは講座を受ける施設等で確認できます。

2 受講講座指定申請

教育訓練講座の申込み前に、受講講座指定申請書を提出してください。審査の結果、給付できない場合があります。

必要書類

受講を希望する講座のパンフレット等

印鑑（スタンプ印不可）

申請者・児童・扶養義務者全員分の個人番号確認書類

及び申請者の顔写真付きの本人確認書類

教育訓練給付金支給要件回答書

その他書類が必要になる場合があります。

児童扶養手当を受給していない方は、以下の書類をお持ちください。

戸籍謄本又は抄本（申請者及び児童のもの）

3 受講講座指定通知

受講講座指定通知書がこども家庭支援室から送付されます。

4 指定講座受講

専門学校等に指定講座を申し込み、講座を受講してください。

5 給付金支給申請

指定講座受講修了後、1か月以内に給付金支給申請書を提出してください。

必要書類

受講講座指定通知書（上記3でこども家庭支援室から送付されたもの）

教育訓練修了証明書（専門学校等の長が発行するもの）

入学金、受講料の領収書（専門学校等の長が発行するもの）の写し

申請者名義の預金通帳又はキャッシュカードの写し

申請者・児童・扶養義務者全員分の個人番号確認書類及び申請者の顔写真付きの本人確認書類

印鑑（スタンプ印不可）

教育訓練給付金支給決定通知書（該当の場合。ハローワークより発行されたもの）

6 支給決定通知

支給決定通知書がこども家庭支援室から送付されます。

7 請求書

給付金の請求書を提出してください。

8 給付金の受給

給付金が指定の口座に振り込まれます。

【問い合わせ】戸田市役所 親子健やか室 こども家庭相談担当（福祉保健センター内）
住所：〒335-0022 戸田市大字上戸田5-6 TEL：048-299-2816